

幸手市特別職報酬等審議会 会議録

発 言 者	発 言 概 要
◆幸手市特別職報酬等審議会委員委嘱式	
神田庶務課長	1 委嘱状の交付 審議会開催前の時間をお借りしまして、特別職報酬等審議会委員委嘱式を執り行いたいと存じます。 ※ 神田課長が委員名を呼称し、市長より一人ずつ委嘱状を交付
神田庶務課長	2 委員及び事務局職員の紹介 ※ 名簿順に委員より自己紹介、事務局の自己紹介 これで、委嘱式を終了いたします。
◆幸手市特別職報酬等審議会（第1回）	
1 開 会	
神田庶務課長	それでは、幸手市特別職報酬等審議会に入らせていただく前に、配布資料の確認をさせていただきます。 配布資料は二点あります。一点目は次第、二点目は平成28年度幸手市特別職報酬等審議会 配布資料一覧というもので、資料1から資料10までが綴られております。 説明資料には、ページ番号がふつてありますので、ページ番号を参照のうえ審議をお願いしたいと存じます。 資料の不足はないでしょうか。（確認） 不足がないようですので、幸手市特別職報酬等審議会（第1回）を開会させていただきます。 はじめに、出席委員数の報告をさせていただきます。 本日は、委員10名中、9名の委員の皆様に出席をいただいております。委員の過半数の出席を満たしておりますので、幸手市特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告させていただきます。 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。
2 市長あいさつ	
神田庶務課長	次第の2「市長あいさつ」になります。渡辺市長よりご挨拶を申し上げます。市長よろしく申し上げます。 ※ 市長あいさつ。 ありがとうございました。 ここで、本日は、第1回目の会議でありますので、事前に皆様に2点ほどご了承いただきたいことがございます。 一点目ですが、この会議は、会議の内容を会議録として書面にて作成させていただき、その後、幸手市のホームページで会議内容を公表

	させていただきたく考えております。従いまして、会議の内容を録音させていただきますのでご了承いただければと思います。 二点目としまして、委員の皆様の名簿につきましても、お名前のみになりますが、公表の対象とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。 以上、2点ですがよろしくお願いいたします。
3 会長の選出	
神田庶務課長	続きまして、次第の3「会長の選出」になります。本日は、委員の委嘱後1回目の会議ですので、会長が不在の状況です。従いまして、会長が選出されるまでの間、市長に仮議長をお願いし、会長を選出させていただきたいと思います。 市長、お願いいたします。
渡辺市長(仮議長)	それでは、会長が選出されるまでの間、私が、仮議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。 この審議会は、幸手市特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、会長を1人、委員の互選により定めることとしております。それでは、会長の選出につきまして、どなたかの推薦、あるいは、ご意見等がございましたらお願いします。
高野優一委員	事務局で案があればお願いしたい。
渡辺市長(仮議長)	事務局お願いします。
神田庶務課長	それでは、事務局の考えについてご意見をいただきましたので、事務局の考えについて案という形でご説明申し上げます。 今回、当審議会の会長といたしまして、幸手市区長会の会長であります高橋委員さんをお願いできればと考えております。以上でございます。
渡辺市長(仮議長)	只今、事務局より幸手市区長会会長の高橋委員さんの推薦がされました。委員の皆様、いかがでしょうか？ ※ 「異議なし。」の声あり。 ありがとうございます。それでは、高橋委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。
高橋委員	はい。
渡辺市長(仮議長)	ありがとうございます。それでは、委員の皆様の拍手をもってご就任をお願いしたいと思います。 ※ 拍手あり。 会長に、高橋委員さんが選出されましたので、仮議長の任を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。 進行を、事務局に返します。

4 会長あいさつ	
神田庶務課長	ありがとうございました。 それでは会長が選任されましたので、次第の4「会長あいさつ」に移りたいと思います。高橋会長よろしく願いいたします。 ※ 高橋会長あいさつ。 ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。
5 諮 問	
神田庶務課長	それでは、次第の5「諮問」に入りたいと存じます。渡辺市長から幸手市特別職報酬等審議会、高橋会長に諮問書をお渡ししますので、高橋会長、前にお願いいたします。 ※ 渡辺市長が諮問書を朗読し、高橋会長に手渡す。 ありがとうございました。 それでは、次第の6「議題」に入る前に、会長につきましては席の移動をお願いいたします。 また、ここで、委員の皆様の忌憚のないご意見や発言をいただくため、渡辺市長におかれましては退席とさせていただきますことをご了承いただければと存じます。 ※ 渡辺市長退出する。 ※ 全委員に諮問書の写しを配布する。
6 議 題	
(1) 幸手市市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について	
神田庶務課長	それでは、準備が整いましたので、再開をさせていただきます。 議事の進行につきましては、高橋会長をお願いいたします。 高橋会長よろしく願いいたします。
高橋会長	それでは、しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。 円滑に議事が進みますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 まず、幸手市特別職報酬等審議会条例第4条第3項に定められておりますとおり、私から職務代理者を指定したいと思います。 職務代理者として、幸手市校長会会長の高野委員さんをお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。 ※ 高野委員了承。
事務局	では、次第の6「議題 (1) 幸手市市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について」事務局から説明を求めます。 なお、資料が多くなっていますので、分割して説明をお願いします。 まず、資料1から3までについて説明願います。 資料1 幸手市特別職報酬等審議会委員名簿 ※ 市内各団体の代表の方を基準に10名の委員に委嘱しており、本

高橋会長	日、農業団体代表の宮城委員が欠席していることを説明。 資料2 幸手市特別職報酬等審議会条例 ※ 幸手市特別職報酬等審議会条例を抜粋して説明。 資料3 幸手市特別職報酬等の改定経過 ※ 特別職の報酬・給料については、平成8年度に改定して以降改定がなく、一般職給料については、人事院勧告により平成26年度以降増額となっていることを説明。 只今、事務局から説明がありましたが、資料1から3までについて何かご質問等がありましたらお願いいたします。 質問については、後ほどでも構いませんので、資料1から3まではよろしいでしょうか。 ※ 委員了承する。
事務局	それでは、続きまして、資料4から7までについて説明願います。 資料4 県内全市の市議会議員の報酬月額等の状況 ※ 市議会議員の報酬月額等について、幸手市の状況を県内各市と比較し説明。
神田庶務課長	資料4について、1点補足の説明をさせていただきます。 表にあります「常任委員長等」というのは、「常任委員会の委員長」及び「議会運営委員会の委員長」を示しておりますので、補足させていただきます。
事務局	資料5 県内市の同規模団体等との比較 ※ 市議会議員の報酬月額等について、幸手市の状況を県内同規模団体（11団体）及び類似団体（15団体）と比較し説明。 資料6 県内市の議員定数の状況 ※ 幸手市の議員定数15名は羽生市の14名に次いで、県内では2番目に少ない定数であり、平成19年に議員定数を25名から15名に減らした経緯があることを説明。 資料7 県内市の政務活動費の状況 ※ 幸手市の状況を県内各市と比較して説明し、幸手市においては、政務活動費を使用した場合は、領収書の原本を提出することになっていることを説明。
高橋会長	只今、資料4から7まで説明がありました。 このことについて、ご質問等がありましたらお願いいたします。 ※ 質問なし。
事務局	続きまして、資料8から9について説明願います。 資料8-1 県内全市の市長等の給料月額等の状況（市長） 資料8-2 県内全市の市長等の給料月額等の状況（副市長） 資料8-3 県内全市の市長等の給料月額等の状況（教育長）

	※ 市長、副市長、教育長の給料月額等について、幸手市の状況を県内40市と比較し説明。 資料9-1 県内市の同規模団体等との比較（市長） 資料9-2 県内市の同規模団体等との比較（副市長） 資料9-3 県内市の同規模団体等との比較（教育長） ※ 市長、副市長、教育長の給料月額等について、県内同規模団体（11団体）及び類似団体（15団体）と比較し説明。
高橋会長	資料8から9までの説明がありましたが、何かご質問等がありましたらお願いいたします。
梨本委員	わかる範囲で結構ですが、地域手当と期末手当の中の加算率があると思いますが、幸手市はゼロなので関係ないと思いますが、それについて教えていただきたい。
高橋会長 事務局	只今の質問について、事務局お願いします。 地域手当につきましては、一般職の職員に支給されている手当となりますが、地域における賃金水準や物価水準を考慮して、国において数値が決まっております。幸手市は現在6%となっております。
梨本委員 事務局	加算率はどうのようなものでしょうか。 加算率につきましては、職員の役職に応じてついているものですが、市議会議員、市長、副市長、教育長については、報酬及び給料の20%が加算されておまして、それを基礎額にしまして4.20月（議員は4.05月）で支給しております。
神田庶務課長	補足の説明をさせていただきます。 まず、地域手当についてですが、これは国の制度が前提になっております。日本の国家公務員の給料表は1つしかありません。その1つしかない給料表を北は北海道から南は沖縄県まですべての国家公務員がその給料表を使っています。しかしながら、北海道の賃金と東京都の賃金、沖縄県の賃金というのは、賃金の単価差が生じています。そういった格差を埋めるために、給料月額に地域手当という額を加算して給料の計算をしている、いわゆる賃金単価差の穴埋めの位置付けというように捉えていただければいいと思います。 次に、20%の加算率について質問がありましたが、簡単に申し上げますと、役職の重さに応じた手当と考えていただければと思います。先程事務局の方から市職員も加算率がありますと説明をさせていただきましたが、役職があるもの、例えば部長や課長のような責任の重い役職に就いている者について加算率というもので加算しております。
高橋会長	よろしいですか。

梨本委員	ありがとうございます。
高橋会長	ほかにございませんか。
事務局	それでは最後に、資料10について説明願います。
	資料10 幸手市の財政状況
	※ 経常収支比率、積立金現在高、地方債現在高、ラスパイレス指数の状況を平成8年度と比較し説明。
高橋会長	幸手市の財政状況について説明がありました。
	何かご質問等はございますでしょうか。
	よろしいでしょうか。
	※ 「はい。」という委員あり。
	それでは、資料1から10まで事務局から、一通りの説明がありました。それでは、これから具体的に、この審議会で審議しなくてはならない事項を審議していきたいと思います。
	先程、市長より2項目の諮問を受けている訳ですが、まずは、1項目に関連することからお願いしたいと思います。
	今までの説明の中で、市議会議員の報酬についてですけれども、委員の皆さんに順にお聞きしたいと思います。
	現在の報酬が高いと思いますか。それとも低いと思いますか。それとも妥当だと思いますか。この3つの中から1つお考えいただきたいと思います。
	名簿の順番にお聞きしたいと思いますので、高いか、低い、妥当なのかについて皆様の考えをお願いします。
高橋会長	佐竹委員いかがでしょうか。
佐竹委員	比べるのは、他市と比較して高いか、低いかなのでしょうか。それとも仕事の内容によって報酬が高いか、低いかなのでしょうか。
高橋会長	幸手市の現在の状況、その他も判断の中に入れていただいてもいいと思います。ただ比較の材料としては、資料4にあるように、幸手市は平成9年以降改定されてなく、他市では改定していることなどを考慮していただき、現在の幸手市の市議会議員の報酬についてお考えいただければと思います。
佐竹委員	お時間をいただいてもよろしいでしょうか。
高橋会長	梨本委員はいかがでしょうか。
梨本委員	資料の数字を見る限りでは低いと思います。また、平成9年から改定がされていないことをみると改定の時期なのかとも考えます。
	ただ、先程佐竹委員が言われたように、労働の対価という別の議論となると思いますので、それは別としての考えであります。
高橋会長	田村委員いかがでしょうか。
田村委員	同規模団体、類似団体と比較すると低いかと思います。

高橋会長 瀬川委員 高橋会長 高野治委員	瀬川委員いかがでしょうか。 私も資料の比較上は低いと思います。 高野委員いかがでしょうか。 幸手市より低い団体を見てみると、平成２７年、平成２８年中に改定して、幸手市より人口が多いにも関わらず更に低いところも見受けられます。ただ、全体的に見ると低いというニュアンスを持ちます。
高橋会長 山口委員	山口委員いかがでしょうか。 資料の中だけでは低いのかも知れませんが、議員については、そんなに報酬をもらってやるべきものなのか。と以前から思っておりますので、議員報酬はそんなに出さなくてもいいのかと個人的には思います。ただ、資料を見る限りでは低いと思います。
高橋会長 森泉委員	森泉委員いかがでしょうか。 昔はタダでもやっていいという議員が多かったみたいですけど、資料を見る限りでは低いのかもしれないので、それなりかなと思います。
高橋会長 森泉委員	やはり、低いのではないのかということですか。
高橋会長 高野優一委員	はい。 高野委員いかがでしょうか。 私も山口委員と同じような考えなのですが、ただ、資料に基づけば低いと思います。
高橋会長 佐竹委員	佐竹委員いかがでしょうか。 皆さんがおっしゃるのであれば、この資料を基に考えるのであれば低いと思います。
高橋会長	皆様の意見をお聞きしますと、市議会議員の報酬は低いと思われている方が多いようでございます。
神田庶務課長 高橋会長 神田庶務課長	補足の説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。 お願いします。 委員の皆様が、判断に少し迷われていたようですが、皆様の意見を聞いてみますと、類似団体及び同規模団体とは何かというところが明確に説明されていなかったためと認識しましたので、その説明を簡単にさせていただきます。 まず、類似団体とはどのようなものかと言いますと、国の総務省の自治行政局で出しているものでございまして、全国の一般市を１６種類に分けたものが類似団体となります。人口５万人未満で４種類、５万人から１０万人で４種類、１０万人から１５万人で４種類、１５万人以上で４種類ということで、すべてで１６種類の類似、いわゆる類似の項目というものがございます。そのような中で、幸手市は、５万人から１０万人の枠の中に入りますが、５万人から１０万人ということになりますと、人口の幅が大きくなります。次に、同規模団体とい

	う言葉ですが、同規模団体とは、類似団体が人口5万から10万の間なので、この人口幅ですと幅が広く、的確に議論することが難しい可能性があることから、同規模団体という言葉を使って7万5千人以下の市を全て対象としたということでございます。 類似団体と同規模団体の簡単な定義については以上ですので、今後の審議の参考にしていただければと思います。
高橋会長	ありがとうございました。 補足説明をいただきましたが、そのような中での報酬の比較となっているようでございます。
山口委員	説明ですと、人口5万と10万の間をとって7万5千人ということですが、同規模団体欄に8万や9万の人口団体があるが、これはどういうことか。
神田庶務課長	資料5の飯能市の8万人、東松山市の9万1千人については、同規模団体欄には○が付いておりませんので、類似団体該当の市となります。
山口委員	資料名の同規模団体等というのは違うということでしょうか。
神田庶務課長	同規模団体等という言葉で、包括的に書かせていただいております。
山口委員	はい。
高橋会長	よろしいですか。
山口委員	はい。
高橋会長	それでは、次に進みたいと思います。 市議会議員の報酬は少ないという意見が多かったですが、市長、副市長、教育長の給料の額についてはどのように思われるでしょうか。 先程の説明の中で、やはり高いか、低いか、妥当であるかについて幸手市はどうかのかについて、皆様にご意見を順にお伺いしたいと思います。
佐竹委員	佐竹委員いかがでしょうか。
高橋会長	他市と比べてどうなのかをお答えすればよろしいでしょうか。
佐竹委員	はい。
高橋会長	それでは低いのではないかと思います。
梨本委員	梨本委員いかがでしょうか。 市長、副市長については差があるように思いますが、教育長については差がないように感じます。
高橋会長	田村委員いかがでしょうか。
田村委員	私も低いと思います。
高橋会長	瀬川委員いかがでしょうか。
瀬川委員	低いと感じます。

高橋会長 高野治委員 高橋会長 山口委員	高野委員いかがでしょうか。 同じように低いと思います。 山口委員いかがでしょうか。 他市に比べたら低いと思います。市長と副市長の差が他市に比べて幅がないと思います。副市長がこの金額であれば、市長はもっと高くてもいいのではないかとこの数字を見て気になりました。
高橋会長 神田庶務課長	事務局どうでしょうか。 市長、副市長、教育長の給料の差というのは、具体的な決まりはございません。報酬審議会の中で他市等の状況を参考に審議していくものでもありますので、給料の差については、事務局としてもどれくらい差があるのが妥当なのかについては把握しておりません。
山口委員	市長と副市長の業務の内容からいっても、当然、市長の方が重責なものですから、差がもう少しあってもいいのではないかと。というのが資料を見た印象です。
神田庶務課長 高橋会長 山口委員 高橋会長 森泉委員 高橋会長 高野優一委員	そういった意見も一つの検討材料になるかと思います。 やはり、どちらかと言ったら低いということでしょうか。 そうですね。 森泉委員いかがでしょうか。 やはり、埼玉県では37番目という、低いのでしょうか。 高野委員いかがでしょうか。 市長については低いと思います。教育長については妥当ではないかと思えます。
高橋会長	皆様の意見は、低いのではないかとお考えの方が多いようです。 ここで、事務局の説明をもとに、各委員さんの考えをお聞きした訳ですが、当審議会に諮問されました諮問書の1項目目の「報酬、給料の額が適正であるか」について、当審議会の基本的な方針、具体的に申し上げますと、現在の額を改正する必要があるのか、改正する必要があるのかということについて確認させていただきたいと思えます。 現在の市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、改正する必要があるのではないか。と思われる委員の挙手をお願いできますでしょうか？ ※ 委員全員挙手。 挙手された方が全員となっておりますので、改正の必要があるということで話を進めさせていただきます。 次に、諮問されました2項目目になります。先程、1項目目で「改正の必要がある」ということですから、改正の額及び実施の時期について審議しなくてはならないと思えます。

神田庶務課長	改正する額と時期については、今すぐにとはいかないでしょうが、ご意見があればお伺いしたいと思います。 意見が無いようであれば、事務局の方で過去の実績について説明いただいて、それから考えたいと思います。 それでは、幸手市における過去の報酬の改定の実績についてご質問がございましたので、若干説明をさせていただきます。 先程説明の中で何回か申し上げましたとおり、最後に改正されたのは平成8年度でございます。議長、副議長、常任委員会委員長等、議員でございますが、こちらについては、市町村合併前でございますが、同規模団体12団体の平均を出しまして、その平均と幸手市の報酬との差額、3万3千円から3万1千円程度の差額があったのですが、その3万3千円という一番高い額を選択し、議長、副議長、常任委員会委員長等、議員それぞれに3万3千円を加算して改定した経緯がございます。 一方、市長、当時は助役、教育長でございますが、平成8年度の改正につきましては、その前に開催した報酬審議会が平成5年度でしたが、平成6年度、7年度は報酬審議会が開催されておりませんでした。そこで、平成8年度の改正をしたときは、平成6年度、7年度の2年分の一般職の職員の給料等の改定率3.57%を乗じた金額が、市長は2万9千円、助役は2万5千円、教育長は2万4千円になり、この金額を加算して改定した経緯がございます。 今の説明は、資料3の上段の表になります。平成5年度から平成8年度の改定になりますが、議長については、38万6千円だったものが、41万9千円で3万3千円の増額、副議長も同じく3万3千円、常任委員会委員長等も3万3千円、議員につきましても3万3千円の増額となっております。市長につきましては、2万9千円の増額、助役については2万5千円、教育長につきましては、2万4千円の増額という改定の方法になります。 また、平成3年度から平成5年度の改定につきましても、基本的な考え方は同様でありまして、議員報酬につきましては、同規模団体との比較、市長、助役、教育長については、一般職の給料等の改定率を基準に改定額を算定いたしまして、その金額を加算したものでございます。 只今、過去の実績について説明がありましたが、これについて何かご質問はございませんか。 今の説明ですと、議会の議員については、類似団体や同規模団体の平均の金額を基準に改定したということでもあります。
高橋会長	

神田庶務課長 高橋会長	一方、市長等については、給料という位置づけを前提に、一般職に適用している人事院勧告による給料等の改定率を基準に改定したということであります。 よって、市議会議員については、資料5、市長、副市長、教育長については、資料3を参考にしながら協議していくことがいいのではないかと思います。皆様のご意見が何かございましたらお願いします。 意見といってもすぐには難しいと思いますので、事務局において委員の皆様に協議できる資料等を用意できるでしょうか。 それでは、10分程度お時間をいただいて、資料を調製させていただきますので、休憩をいただけますでしょうか。
高橋会長	では、具体的な資料を用意する時間が欲しいということですので、ここで、10分程休憩をとって、資料を基にご検討をいただくことでお願いしたいと思います。では、暫時休憩といたします。 ※休憩（約10分間）。 ※再開前に資料を配布 ・ 財政力指数一覧（3ヶ年平均） ・ 議員等報酬の額の改定内容（案）
高橋会長	再開したいと思います。 今、資料を配布いただきましたが、資料について説明をお願いいたします。
神田庶務課長	先程、資料を二点配布させていただきました。 一つは、財政力指数一覧（3ヶ年平均）ということで、これは、埼玉県のホームページからダウンロードしたものでございまして、県内市町村の財政力指数を一覧にしたものでございます。幸手市につきましては、平成28年度は0.712、平成27年度は0.719、平成26年度は0.720ということで、平成26年度から平成28年度にかけて若干下向きなのが見て取れるかと思います。 もう一つの資料でございしますが、改定の必要があるという話の中で、こういった改定の額にすべきなのかという話になってくると思います。 お手元の資料5をご覧いただきたいと思います。 議員等報酬の額の改定内容（案）資料の表の下に文章で書かせていただいたのですが、若干わかりにくい文章となっておりますので、この資料5を使って少し説明をさせていただければと思います。 まず、議長の報酬月額419,000円が見てとれると思います。

全団体の平均の437,438円、この差額が18,438円になります。副議長、常任委員長等、議員についても差額をとりまして、その差額を合計したものが、表の下に書いてあります62,938円になります。一方、資料5の人口と予算規模の部分を見ていただければと思いますが、幸手市は人口が52,407人、全団体の平均の人口は71,009人と、1万8千人以上の乖離があります。また、一般会計の予算規模でございますが、幸手市は169億5千万円ですが、16市の全団体の平均は228億4,225万円ということで、これもまた乖離があります。このような状況で、改定内容（案）の資料を検討した視点でございますが、単純に差額分の62,938円を今の市議会議員の報酬に加算いたしますと、財政規模・人口規模の大きい団体の水準に合わせる形になると思われます。そのような中で、この人口規模、予算規模も加味する必要があると考えてございます。その考え方でございますが、幸手市の人口規模というのは、全団体平均の73.8%であります。予算規模については74.2%になります。ということで、すべてを足した62,938円にこの規模の少ない73.8%を乗じて、千円単位未満を切り捨てると、4万6千円という金額になります。この4万6千円を加算すると申しますか、改定の額とするのであれば、人口規模、予算規模に見合った改定をすることができると考えております。そこで、この4万6千円を議長、副議長、常任委員会委員長等、議員に加算するわけですが、議長については1万3千円、副議長については1万2千円、常任委員会の委員長等については1万1千円、議員については1万円を加算しますと、合計が4万6千円ということになります。

一方、市長の給料の改定でございますが、こちらにつきましては、先程ご説明しましたように、人事院勧告の数字を基にしております。

資料3をご覧くださいと思います。

資料3の下表になります。②一般職の給料改定の経過ということで、平成26年度、平成27年度、平成28年度の欄をご覧くださいと思いますが、改定率が0.28、0.36、0.26ということになっております。この3年分の改定率をすべて加算しますと、0.9%ということになります。この0.9%を現行の額に乗じた額が、市長が7千円、副市長が6千円、教育長が5千7百円となります。すべて千円未満は切り捨てておりますが、教育長につきましては、現在の給料額が69万3百円ということで、端数の3百円がありますので、この部分を加味しまして5千7百円という形で給料に加算する額を積算しました。

高橋会長	また、委員の皆様から教育長については、さほど差がないのではないか。という意見がありましたが、教育長につきましては、先程ご説明させていただきましたとおり、教育委員会制度の改正に伴いまして教育長の給料を一度見直ししております。その際の見直しの額というのは、教育委員会制度に基づく教育長の役割というものを踏まえた中での改正でございました。今回の5千7百円というのは何が視点かと申しますと、先程来申し上げております人事院勧告による給料月額の上昇分ということになりますので、前回教育長の給料を改正した部分と、今回、改正する内容については、少し視点が違うところがあるということになります。
	今、追加でいただいた資料で、財政力指数一覧と議員等報酬額の改定内容（案）、市長等給料の額の改定内容（案）がありますので、これらを参考にさせていただきながら一点ずつ決定していきたいと思います。 まず、議長の改定（案）でございますが、これは1万3千円、3.10%の改定率となっておりますが、議長から決定していきたいと思います。これについてご意見がございましたらお願いいたします。表の下に説明がありますので、これを参考にしながらお考えいただければいいのかと思います。 議長につきましては、1万3千円の増額となっておりますが、いかがでしょうか。 ご意見がないようですので、案のとおり1万3千円の増額で決定してよろしいですか。
梨本委員	※ 委員より「はい。」という発言あり。 挙手はないのですか。
梨本委員 高橋会長	※事務局より「最後になります。」という発言あり。 わかりました。
	副議長については、1万2千円、3.24%の改定率となっておりますが、これについてもよろしいでしょうか。 ※ 委員より「はい。」という発言あり。 常任委員長等の1万1千円、3.11%の改定率となっております。これもよろしいでしょうか。 ※ 委員より「はい。」という発言あり。 では、議員については1万円、2.92%の改定率となっておりますが、これでよろしいでしょうか。 ※ 委員より「はい。」という発言あり。

	では、議員等報酬の額の改定内容につきましては、この案どおりで決定いたします。 続いて下の表にございます、市長等給料の額の改定内容（案）ですが、市長については、資料３の平成２６年度、平成２７年度、平成２８年度３ヶ年の改定率から積算されているとのことですが、７千円の増額する案となっております。これについてもよろしいでしょうか。 ※ 委員より「はい。」という発言あり。 副市長ですが、これも同じく３ヶ年の改定率からの積算となっており、６千円、０．８３％の増、教育長については、資料３の※印にあります、法律の一部改正も加味して５千７百円、０．８３％の改定率となっておりますが、これについてよろしいでしょうか。 ※ 委員より「はい。」という発言あり。 では、市長等給料の額の改定につきましても、この案どおりに決定いたします。 では、実施の時期はいつにするのが適当かということですが、これについては、事務局の方で何か案はございますか。
神田庶務課長	事務局の考え方でございますが、報酬と給料の改定につきましては、市議会に議案として上程いたしまして、議会の審議が必要となってきます。今、１１月の初旬ですが、今月末からは本会議が開催される運びとなっております。そうしますと、そこに間に合わせるというのは非常に困難なものですですから、できれば１２月の次の定例会、年を越えて３月となりますが、３月の議会に審議をしていただくということになりますと、早くても施行は平成２９年４月１日になるのが一番自然であると認識しています。
高橋会長	ありがとうございます。 一応、ここで答申したことが、議会の承認を得ることとなると、今年度末までは現行のままで、新たに平成２９年４月１日から改正後の額で実施するということでよろしいでしょうか。 ※ 委員より「はい。」という発言あり。 では、実施の時期については、平成２９年４月１日ということで答申はしたいと思います。 それでは、再確認をさせていただきます。 まず、議員等報酬の額の改定内容（案）についてでございますが、（案）を消していただいて、この内容で決定、また、市長等給料の額の改定内容（案）についても、（案）を消していただいて、この増額で決定し、なお、実施の時期については、平成２９年４月１日からとすることをお願いできればと思います。

	それでは、最終的に挙手で確認をしたいと思います。 このとおりでよろしいでしょうか。 ※ 委員全員挙手。 全員ということで、ありがとうございます。再確認をさせていただきました。
6 議 題 (2)その他	
高橋会長	それでは次に、議題（２）その他について何かございますでしょうか。
神田庶務課長	その他については、事務局としては何もございません。
高橋会長	皆様のご意見をいただき、まとめることができました。これを審議会の意見として答申書に反映させていただきたいと思います。
	それでは、次に、諮問書に記載された意見を求められている件について、当審議会の意見を取りまとめたいと思います。
	内容につきまして、再度、事務局より説明をお願いします。
神田庶務課長	長い時間になりまして大変申し訳ございません。
	お手元の諮問書の写しをご覧くださいと思います。この中で中段に記載の「また、併せて幸手市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について意見を求めます。」ということで、本審議会委員の皆様に意見を求められております。このことについて説明をさせていただきますので、資料５をご覧くださいませしょうか。ここに、期末手当の支給月数と書かれておりますが、幸手市においては４．０５月となっております。この支給月数でございますが、我々一般職の職員は４．２０月でございます。市長、副市長、教育長につきましても４．２０月であります。ただ、市議会議員においては４．０５月ということで、０．１５月の格差がございます。
	事務局の考え方といたしまして、市長と議会は二代表制といわれる中で、各々の役割は責任が重く重要なものであります。そのような中で、県内市の状況を見てみますと、ここに記載してあります１６団体のうち、８団体は４．２０月ということで同月数となっております。一方、その前のページの資料４を見ていただきますと、幸手市を除いた３９市のうち、２２市が４．２０月ということで、同一の月数で運用しております。
	このような状況で、幸手市の４．０５月というのをどのように考えた方がいいのかを委員の皆様の意見をいただければと思います。
高橋会長	説明がありましたけれども、期末手当については、他市では４．２０月となっている団体が多くあるということですが、幸手市では、４．０５月となっているということですがいかがでしょうか。

高野優一委員	これは4. 20月に上げなくてはならないものなのではないでしょうか。
神田庶務課長	現行のままだと不都合はあるのでしょうか。
	不都合な点はございません。ただ、先程ご説明させていただきましたが、二元代表制という中で議会と市長の役割は重要なものがございます。車の両輪のようなものとの考えもありますので、そのような観点からご協議いただければと思います。
高橋会長	よろしいでしょうか。
高野優一委員	はい。
高橋会長	ほかにございますか。
高野治委員	4. 20月というのが、半数以上の団体で運用されておりますが、3月台の市もいくつか見受けられますが、どのような理由なのかがわかれば教えていただきたいと思います。
神田庶務課長	大変申し訳ございません。各市の数字は把握しておりますが、その根拠についての細かい部分については、事務局では把握してございません。
高野治委員	はい、わかりました。
高橋会長	それでは、これまでの説明等を踏まえまして、4. 20月ということではよろしいでしょうか。
	※ 委員より「はい。」という発言あり。
	それでは、整合性を持たせるということで4. 20月、実施時期については、平成29年4月1日ということにさせていただきたいと思っております。
	この意見をまとめたものを次回、答申書（案）として協議していきたいと思います。
神田庶務課長	補足の説明をさせていただきます。先ほど高野優一委員の方から現行のままだと不都合はあるのでしょうか。というご質問の中で、他市の3. 90月等の月数を使っている市については、市長等も3. 90月となっており、全団体ではございませんが、市長等と議会の議員の足並みは揃えている団体もございます。ただ、月数が低いという具体的な理由については先程も申し上げましたが把握はしてございません。
高橋会長	ということですが、高野委員よろしいでしょうか。
高野治委員	はい。
高橋会長	それでは、本日のご意見を踏まえまして、次回、諮問についての答申（案）をまとめたいと思います。
	本日の議題については、ここで終了させていただきます。ご協力あ

神田庶務課長	りがとうございました。 事務局に進行をお返しします。 委員の皆様、長時間にわたりご審議ありがとうございました。 次回、第2回目の審議会の予定ですが、11月17日（木）午後2時からこの同じ会場で開催させていただく予定でございます。 よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。 なお、事務局から報酬の関係で一点話をさせていただきますのでお待ちください。
7 事務連絡 ※ 事務局より報酬に関する説明をする。	
8 閉 会	
神田庶務課長	それでは、本日予定されておりました議事につきましては、すべて終了しましたので、これをもちまして閉会とさせていただきます。 長時間に渡り、ありがとうございました。
会議の概要に相違がないことを証明するためにここに署名する。 平成 28 年 11 月 16 日 <u>高橋正美</u>  <u>高野 治</u> 	